

令和6年度第1回 山形県医療審議会

日 時：令和6年11月5日（火）14：00～

場 所：県庁1501会議室（Web会議）

次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

（1）会長の選出について

（2）医療法人・医師定員特例部会委員の選出について

（3）地域医療連携推進法人よねざわヘルスケアネットの代表理事の
選定認可について

（4）病床整備計画について

4 その他

5 閉 会

山形県医療審議会 委員名簿

(敬称略)

委員区分	所属・職名	氏名	会場出席	リモート出席	備考
薬剤師・ 歯科医師 (6名)	山形県医師会 会長	間 中 英 夫	○		
	山形県医師会 常任理事	神 村 裕 子		○	
	山形県歯科医師会 会長	土 門 宏 樹		○	
	山形県薬剤師会 会長	岡 寄 千 賀 子		○	
	山形県病院協議会 理事長	鈴 木 克 典	○		
	日本精神科病院協会 山形県支部長	中 村 成		○	
医療を受ける 立場にある者 (7名)	NPO法人やまがた育児サークルランド 子育てコーディネーター	土 屋 清 美		○	
	山形県民生委員児童委員協議会 副会長	井 莉 博 子		○	
	山形県社会福祉協議会 会長	玉 木 康 雄		○	
	全国健康保険協会 山形支部長	丹 野 晴 彦		○	
	山形県国民健康保険団体連合会 常務理事	雨 谷 充		○	
	山形県市長会 会長	佐 藤 孝 弘			欠席
	山形県町村会 会長	鈴 木 浩 幸			欠席
学識経験者 (8名)	山形県弁護士会 前会長	粕 谷 真 生		○	
	山形県看護協会 会長	若 月 裕 子		○	
	山形大学医学部 教授 (医学部長)	永 瀬 智		○	
	山形大学医学部 教授	松 田 友 美		○	
	山形大学人文社会科学部 教授	池 田 弘 乃		○	
	県立保健医療大学 助教	川 勝 祐 貴		○	
	県立米沢栄養大学 講師	金 谷 由 希			欠席
	山形県理学療法士会 会長	岩 井 章 洋		○	
計(全21名)			2	16	

事 務 局

所属	職名	氏名
県健康福祉部	健康福祉部長	柴 田 優
	医療統括監	森 野 一 真
	医療政策課 課長	谷 嶋 弘 修
	課長補佐 (総括・医務企画担当)	工 藤 和 久
	医務企画主査	鈴 木 裕 也
	医務企画係長	猪 口 祥 平
	主事	長谷川 彰 吾
	主事	天 田 美 穂

地域医療連携推進法人の代表理事の選定の認可について

1 地域医療連携推進法人の名称

地域医療連携推進法人よねざわヘルスケアネット

2 代表理事の氏名

仁科 盛之（にしな もりゆき）

【略歴】

年 月	職 歴
昭和 51 年 3 月	日本医科大学卒業
昭和 51 年 7 月	東京女子医大腎臓病総合医療センター
昭和 51 年 10 月	(財) 三友堂病院 内科
昭和 55 年 10 月	山形大学医学部第一外科
昭和 62 年 4 月	茨城県取手市医師会病院
平成 元年 5 月	(財) 三友堂病院 外科
平成 2 年 4 月	(財) 三友堂病院 副院長
平成 8 年 4 月	(財) 三友堂病院 病院長
平成 14 年 1 月	(財) 三友堂病院理事長
～ 現 在	(財) 三友堂病院看護専門学校学校長

3 代表理事の選定理由

仁科氏は、平成 14 年 1 月に財団法人（現在の一般財団法人）三友堂病院理事長に就任以降、平成 18 年 10 月の三友堂リハビリテーションセンター回復期リハビリテーション病床 120 床届出、平成 26 年 10 月の三友堂地域リハ・ケアセンター開設（訪問看護移転、居宅介護支援センター移転、通所リハビリテーションセンター移転、ヘルパーステーション開設）、また米沢市立病院との医療機能分化や医療連携の実現など地域の医療の発展に積極的な役割を担ってきた実績がある。

そのようなことから、当法人の代表理事改選に当たり、地域医療連携推進法人の趣旨である地域医療構想の達成や地域包括ケアシステムの構築に向けて、参加法人の中で適切な役割を担うことができるため。

地域医療連携推進法人よねざわヘルスケアネットの概況

- | | |
|------------|---|
| (1) 設立時期 | 令和5年9月 |
| (2) 連携推進区域 | 米沢市 |
| (3) 連携業務内容 | 医療機能の分担及び業務連携のための取組
地域包括ケアシステムの推進
医療従事者の確保
育成・人材交流の取組
共同研修の仕組みづくり 等 |
| (4) 参加法人 | 2団体（令和6年9月現在）
（米沢市、(財)三友堂病院） |

【参考】代表理事の選定に係る都道府県医療審議会についての関係法令

◎医療法

第七十条の十九 代表理事の選定及び解職は、認定都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。

- 2 認定都道府県知事は、前項本文の認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県医療審議会の主な所掌事務

- 1 都道府県知事が地域医療支援病院の名称使用の承認を行う場合の意見聴取
(法第4条第2項)
- 2 都道府県知事が公的性格を有する病院に係る開設等についての不許可処分(※₁)を行う場合、又は許可変更の措置を採るべきことを命ずる(※₂)場合の意見聴取
(法第7条の2第5項)
(※₁) 医療計画において定める基準病床数を超えることになる開設又は病床の増加若しくは病床の種別の変更申請に対する不許可処分。
(※₂) 病床過剰地域において、正当な理由なく、許可を受けた病床に係る業務の全部又は一部を行っていないとき、当該業務を行っていない病床数の範囲内で病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を採るべきことを命ずる。
- 3 都道府県知事が公的性格を有する病院に係る開設等についての不許可処分(※)を行う場合の意見聴取(法第7条の3第7項)
(※) 地域医療構想で定める将来の病床数の必要量を超えることとなる開設又は病床の増加の許可申請に対する不許可処分
- 4 都道府県が医療計画を定め、又は変更しようとするときの意見聴取
(法第30条の4第17項)
- 5 都道府県知事が医療計画に基づく勧告(※)をするときの意見聴取(法第30条の11)
(※) 上記2以外の病院の医療計画において定める基準病床数を超えることになる開設又は病床の増加若しくは病床の種別の変更申請にかかる勧告
- 6 都道府県知事が医療法人に対し以下の処分をするときの意見聴取
 - ① 設立認可又は不認可処分(法第45条第2項)
 - ② 解散(※)の認可又は不認可処分(法第55条第7項)
(※) 法人の目的たる業務の成功の不能又は社員総会の決議による解散
 - ③ 合併の認可又は不認可処分(法第58条の2第5項、第59条の2)
 - ④ 分割の認可又は不許可処分(法第60条の3第5項、第61条の3)
 - ⑤ 業務の停止若しくは役員解任勧告(※)(法第64条第3項)
(※) 法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく知事の処分、定款若しくは寄付行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、知事は期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができ、この命令に法人が従わない場合の業務停止又は役員解任勧告。
 - ⑥ 設立認可の取消(※)(法第66条第2項)
(※) 法人が法令に違反し、又は法令に基づく知事の命令に違反した場合で、他の方法により監督の目的を達することができないときの取消。
 - ⑦ 社会医療法人の認定(法第42条の2第2項)
- 6 都道府県知事の諮問に応じて、都道府県における医療を提供する体制(※)の確保に関する重要事項を調査審議すること。(法第72条)
(※) 医療機関の整備、医療機関相互の機能及び業務の連携、医療従事者の確保 等
- 7 地域医療連携推進認定(法70条の3第2項)

◎ 医療法

(都道府県医療審議会)

第72条 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

◎ 医療法施行令

(都道府県医療審議会)

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。